

徳島県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	区間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
4		丸亀三好	同	三好郡東みよし町東山字 男山六九六番一地从先から 同 字 中村三三番一地从先まで	旧	三・五〇一六・三	一七六・三
新			同		新	七・三〇二七・二	一七六・三